

八王子市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）に対する指導要領

第1 目的

この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療に関するものに限る。以下、この要領において同じ。）に対して市が行う指導について、基本的事項を定めることにより、自立支援医療の質の確保及び実施の適正化を図ることを目的とする。

第2 指導方針

指導は、指定自立支援医療機関又は指定自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師、その他の従業者に対し、「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程」（平成18年厚生労働省令告示第65号）等に定める自立支援医療の取扱い、自立支援医療費の請求等に関する事項について周知徹底を図るために行うものとする。

第3 実施方法

1 書面による指導

書面による指導は、全対象指定自立支援医療機関に対し、「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）に係る自己点検表」（様式1～3）により概ね2年に1度実施する。

2 集団指導

集団指導は、自立支援医療の大幅な制度改正等があった場合に、全対象指定自立支援医療機関に対し、必要に応じて実施する。

3 運営指導

運営指導は、提出された自己点検表を確認した結果、その内容に特に改善を要する事項が認められる場合など、自立支援医療に関して特に必要と認められる場合に実施する。

なお、運営指導中に、著しい運営基準違反や著しく不正な請求を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を行うものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。